



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

高等教育・質保証システムの概要 ネパール

Overview of the Higher Education and Quality Assurance Systems
Nepal

ネパールの高等教育・質保証システムの概要

2020年3月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

はじめに

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、国際質保証連携事業として、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組を行っています。

高等教育及び質保証の制度は、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語等の多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、多様性を尊重しながら国際的な学生等の流動性や高等教育のグローバル化を促進していくには、まずはその基盤となる高等教育制度や質保証制度について、「相互理解」を深めることが不可欠です。

また、アジア太平洋地域では、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的とした、ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)が2018年2月に発効しました。日本を含む規約の締約国は、自国の高等教育制度や資格の情報、当該国で認定された高等教育機関の一覧等を他の締約国(外国)に向けて発信し、国境を越えた学生等の移動に伴い、彼らの学位等の資格が受入国で円滑に承認されるよう情報提供することが求められています。機構は、日本公式の国内情報センター(NIC: national information center)である「高等教育資格承認情報センター」を2019年9月に機構内に設置し、専用のウェブサイトから日本及び諸外国の高等教育情報の発信を行っています。(https://www.nicjp.niad.ac.jp/)

このような状況を踏まえ、このたび機構は、近年、日本で学ぶ外国人留学生数の増加が顕著な国のひとつであるネパール連邦民主共和国(以下、本資料では「ネパール」と記す)について、同国の教育制度及び質保証制度に関する公的な情報をもとに、「ネパールの高等教育・質保証システムの概要」を作成しました。ネパールでは、2016年に成立した教育法第8次改正法(Education (Eighth Amendment) Act)により、義務教育期間の改定や教育における地方分権の拡大など、学校教育制度において大きな変化がみられます。本資料では、ネパールの教育制度について、2016年の教育法改正前及び改正後の内容を概説するとともに高等教育の質保証制度について掲載しています。

なお、本資料は、日本及び諸外国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国内外に発信するためのツールである「インフォメーション・パッケージ」を構成する資料の一つです。パッケージにはネパールのほか、日本、米国、英国、フランス、ドイツ、オランダ、オーストラリア、中国、韓国、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、台湾、香港、スリランカの高等教育・質保証システムに関する概要を収載しており、機構の国際連携ウェブサイトでご覧いただけます。

(https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/)

本編の作成に当たり、多くの方々、特に東京大学東洋文化研究所の名和克郎教授には多岐にわたる情報提供やご助言など多大なご協力をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

2020年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

第1章	ネパールの教育制度の全体像	4
1.	概観	4
2.	学校教育制度系統図	6
3.	高等教育関係機関	9
3-1.	教育所管省庁	9
3-2.	質保証を担当する第三者機関	9
3-3.	国内情報センター(NIC)もしくはそれに準じる機関	9
	《注:第1章》	10
第2章	各教育制度の概要	11
1.	初等教育	11
1-1.	就学期間	11
1-2.	教育機関の種類	11
1-3.	進学経路	11
2.	中等教育	12
2-1.	就学期間	12
2-2.	教育機関の種類	12
2-3.	進学経路	12
2-4.	中等教育修了資格	13
	■ 資格の名称、必要な就学期間、全国統一試験実施及び資格授与機関	13
	■ 取得科目	14
2-5.	正規課程外での学習による修了制度	14
3.	技術職業教育	15
3-1.	就学期間	15
3-2.	教育機関の種類	15
3-3.	進学経路	15
4.	高等教育	16
4-1.	高等教育機関の種類・規模	16
	■ 機関数、学位授与権の有無、授与できる資格のレベル及び分野	16
	■ 外国の学校が当該国に置く教育機関の状況	17
4-2.	入学資格及び選抜	18
	■ 高等教育機関への入学・編入学の要件	18
	■ 選抜方法	18
	■ 外国において付与された資格の承認に関する機関等	18
4-3.	高等教育資格	19
	■ 高等教育資格の種類、卒業(修了)要件	19
	■ 単位制度	19
	■ 成績評価	20
	■ 資格枠組	20
4-4.	認可された高等教育機関一覧	20
	《注:第2章》	21

第3章 高等教育質保証制度の概要	23
1. 実施機関・目的	23
2. 適格認定制度	23
2-1. 概要・対象機関	23
2-2. 評価の周期	24
2-3. 実施体制・プロセス	24
2-4. 評価基準	24
2-5. 評価結果	25
《注:第3章》《参考文献:第3章》	26
《参考資料一覧》	27

ネパールでは、2016年に教育法が改正され、「教育法第8次改正法(Education (Eighth Amendment) Act)」が成立した。本資料では、同法の改正前の取組についての情報を主に記述し、改正後の情報については、四角の枠内に記述している。

第1章 ネパールの教育制度の全体像⁽¹⁾

1. 概観

ネパール(正式国名: ネパール連邦民主共和国 Federal Democratic Republic of Nepal)は、2015年に公布された新憲法により、7州(Province)、77郡(District)、753市町村(Local government unit)の行政区分からなる(2018年現在)⁽²⁾。人口は約2,900万人である⁽³⁾。

多民族国家であるネパールには、文化、宗教を異にする多数の民族が、北海道の約1.8倍の国土に混在しており、民族的には、丘陵部を中心に住み、ネパール語を母語としてきた幾つかのカースト、南の平野部に住み、マデシと総称される諸カースト、丘陵部、山岳部、あるいは丘陵部と平野部の間のジャングル等を故地とする数十の少数民族に大別される。

学校教育制度は、従来の第10学年で中等教育が修了する形から、第12学年で中等教育が修了する形へと段階的に移行してきた。1989年から2016年の教育法改正までの枠組は、就学前教育(preschool education)、第1～5学年が初等教育(primary education)、第6～8学年が前期中等教育(lower secondary education)、第9～10学年が中期中等教育(secondary education)⁽⁴⁾、第11～12学年が後期中等教育(higher secondary education。ただし従来高等教育の一環として行われてきた、第11～12学年を対象とした Proficiency Certificate Level の教育も併存)、第13学年以降が高等教育(higher education)というものであった⁽⁵⁾。

2016年6月4日に成立した教育法第8次改正法(Education(Eighth Amendment)Act)により、就学前教育(preschool education)を除くと、第1～8学年が基礎教育(basic education)(うち第1～5学年が初等教育(primary education))、第9～12学年が中等教育(secondary education)とされ、基礎教育の8年間が無償の義務教育期間と定められている。また、教育法改正により、基礎教育レベルの学校の設置及び教員の採用や確保を含む運営管理上の権限が、中央から全国753市町村に移管され、原則として市町村が域内の子どものニーズに応じた教育を行うようになった⁽⁶⁾。

学校の設置区分は、公立(community)と私立(institutional)である。学校の授業で用いられる言語は、公立学校では基本的に公用語であるネパール語が中心であるが、学年が上がると英語も用いられる場合がある。また、憲法第31条第5項で国民が母語で教育を受ける権利が認められており、それぞれの地域で優勢なネパール語以外の言語も用いて教育を行う学校も存在する。私立学校の中には、教授言語が英語中心となっているものも多い⁽⁷⁾。

学年暦は原則として4月15日前後から始まる1年間であるが、高等教育では機関によって学年暦が異なる場合がある。ネパールで公式に使用される暦はビクラム暦(BS)といい、ビクラム暦から56年から57年を引けば西暦となり、西暦の4月15日前後がビクラム暦の1月1日となる⁽⁸⁾。

表1 教育段階別の教育機関

教育段階	教育機関	機関数(校)
就学前教育	就学前教育機関 (ECD: Early Childhood Development/PPC: Pre-Primary Classes)	36,568
初等教育・中等教育	学校 (General School Units)	35,601
技術職業教育	技術職業訓練校 (Technical & Vocational Stream Schools)	283
	高等技術職業教育校 (Technical Schools/Institutions for TSLC Level Programs)	724
	技術専門学校 (Technical Schools/Institutions in Diploma Level Programs)	496
高等教育	大学 (Universities)	10
	キャンパス (Campuses)	1,407
	医療系教育機関 (みなし大学) (Medical Institutions (Deemed Universities))	4
	通信制大学 (Open University)	1
その他	地域教育センター (CLCs: Community Learning Centres)	2,151

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 15. Educational Institutions by Province in 2074 BS, pp.27-28.
https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf
- ・ UNESCO. (2017). *Community Learning Centers in Nepal: status and recommendations*.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000248135>

<上表の注記>

1. 技術職業訓練校は、一般に、技術学校(Technical Schools)と呼ばれている。
2. 「キャンパス」(Campus)は、大学の傘下に位置づけられている機関であり、提携カレッジ(Affiliated college)とも呼ばれる。キャンパスについての詳細は、「4. 高等教育」の「4-1. 高等教育機関の種類・規模」(p.16)を参照。
3. 4校ある医療系教育機関(みなし大学)(Deemed University)は、大学レベルの教育を行うことを法により認められた医療機関である。
4. 地域教育センター(CLCs)は、就学前の児童から成人を対象として識字教育や ICT 学習を行う学校外教育機関である。機関によっては男女共同参画や保健に関する地域活動を行う。

2. 学校教育制度系統図

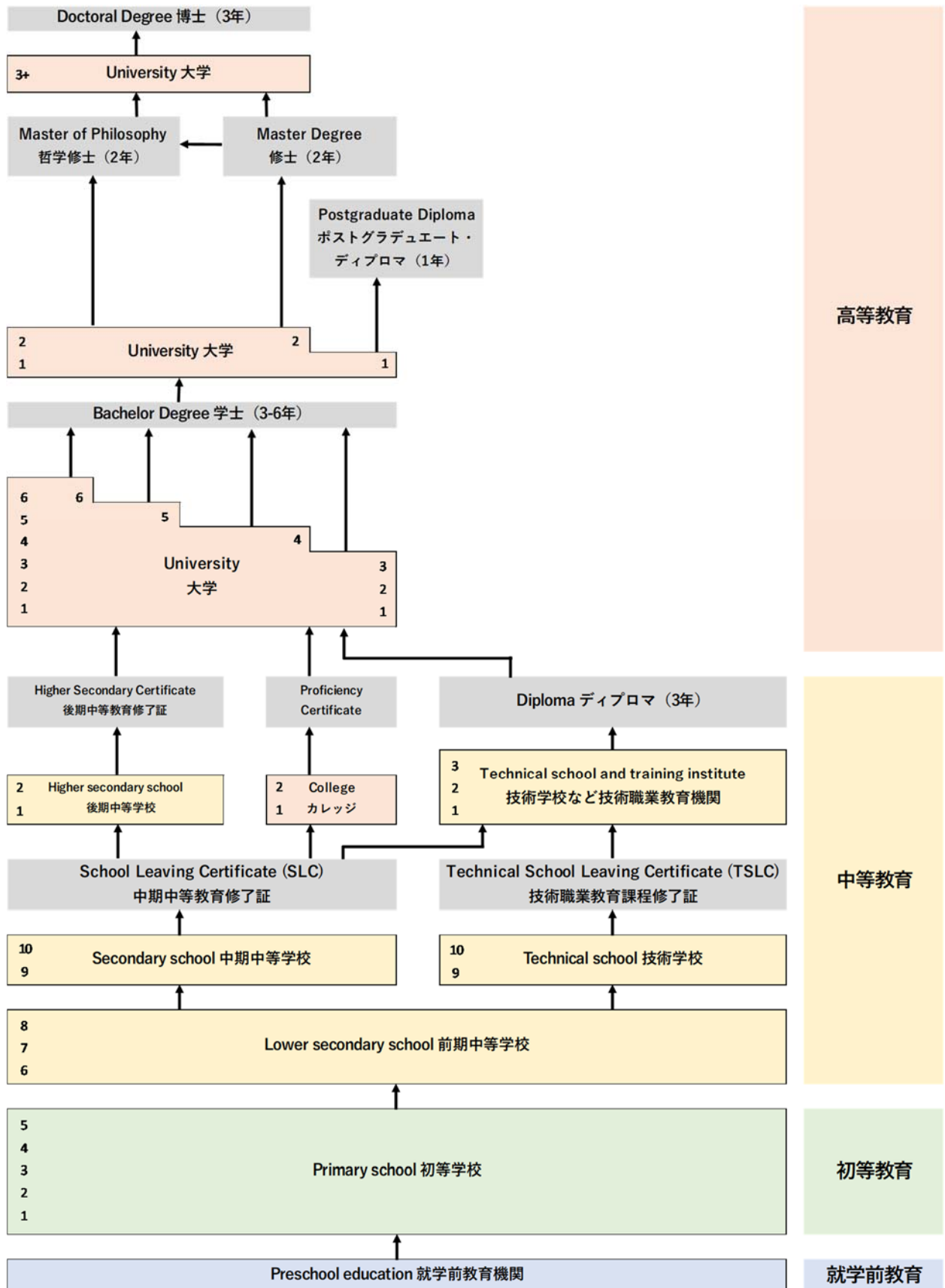


図1 教育法の2016年改正前までのネパールの学校教育制度系統図及び学位等の代表的な教育資格

※本図は、以下の資料をもとに作成

- ・ Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- ・ 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):ネパール連邦民主共和国」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_010.pdf

<上図の注記>

1. グレー色塗りつぶしの部分は学位等の教育資格の名称を表す。資格名に付記した年数は、当該資格を取得するために必要な標準修業年限を表す。
2. 2016年教育法の改正により、第1～8学年が基礎教育(basic education)、第9～12学年が中等教育(secondary education)とされた。
3. Primary school は「小学校」、Lower secondary school は「中学校」、Secondary school は「高等学校」と訳されることもある。
4. 「中期中等学校」という日本語表記は、前期中等学校と後期中等学校の中間に位置する中等学校のため、便宜上「中等」を付した。2016年の改正以前の教育法では、「中期中等学校」という用語はなく、初等教育から中期中等教育までの教育を行う学校、前期中等教育と中期中等教育を行う学校、又は中期中等教育のみを行う学校は、全て「中等学校」と定められている。
5. 2016年教育法の改正前は、後期中等教育と同等の Proficiency Certificate Level の教育を提供するカレッジがあった。これは、第11～12学年の教育が高等教育の一環とされていた時代の名残である。教育法の改正に伴い、Proficiency Certificate Level 課程は法律上廃止され、同課程修了後に大学へ進学する経路は減少傾向にある。なお、教育法の改正後、カレッジは原則、第13学年以降の高等教育を提供する機関を指す。
6. 「University(大学)」には Deemed University(医療系教育機関(みなし大学))及び Campus(キャンパス)が含まれる。大学への入学にあたっては、中等教育における特定科目の履修や一定程度以上の成績が求められる場合がある。

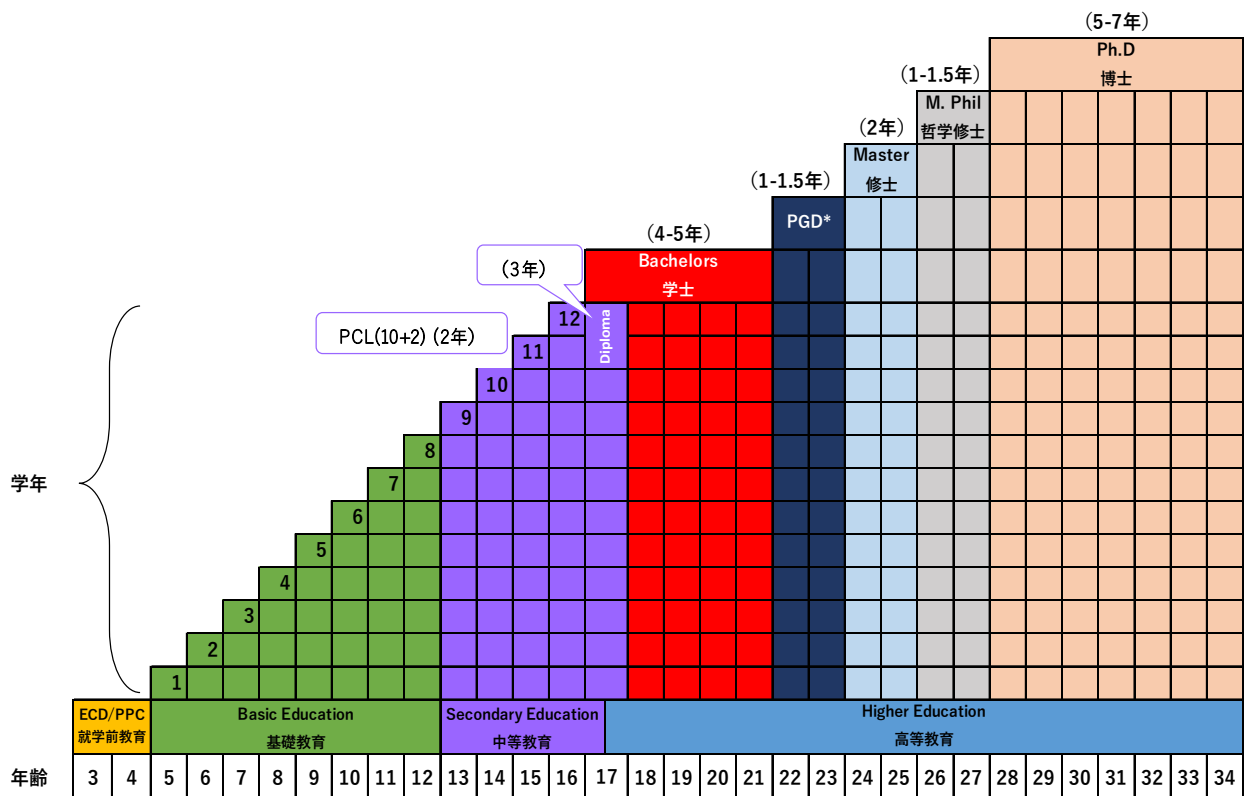


図2 (参考) 教育法の2016年改正後の制度に基づくネパールの学校教育制度系統図及び学位等の代表的な教育資格

※本図は、以下の資料をもとに作成

・ Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 11. Educational Structure of Nepal, p.5.

https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf

<上図の注記>

1. 上図の内容は、ネパールの教育科学技術省が作成した原図に日本語表記を追加したものである。
2. ()内の数値は当該教育課程の標準的な修業年限を示す。本図中の年齢及び修業年限は目安である。例えば、32歳にならなくても博士学位を取得することがある。
3. 第9学年より、中等教育(General)又は技術職業教育(TEVT)に分かれる。
4. 「PCL (10+2)」(PCL: Proficiency Certificate Level)は、トリブバン大学(Tribhuvan University)が2015年までに一部の課程修了者に授与していた大学入学資格である。2016年の教育法改正に伴い、同課程は廃止された。
5. 「PGD」(Postgraduate Diploma)は、専門的(professional)かつ選択的(optional)な教育課程である。なお、PGD課程のカリキュラムには、一般(General)、サンスクリット(Sanskrit)、技術・職業(Technical and Vocational)の3つの流れがある。

3. 高等教育関係機関

3-1. 教育所管省庁

教育科学技術省(Ministry of Education, Science and Technology)(以下「教育省」と記す)は高等教育を含む全教育段階を所管する。また地方政府に対し、教員の給与や学校の運営費にかかる財政支援を行う。郡及び市町村は、学校施設の建設や維持管理を自らの予算で行う。

従来、地方は5つの教育行政地域に分けられ、各地域に地域教育局が置かれていた。教育地域はさらに75の郡に分かれ、学校の設置や維持・管理、統計報告の作成などを行う郡教育事務所が置かれていた⁽⁹⁾。2015年新憲法及び2016年の教育法改正に伴い、連邦制が本格的に施行されるとともに基礎教育及び一部中等教育の地方分権化が進行しつつあり、教育省の「School Sector Development Plan 2016/17-2022/23」⁽¹⁰⁾でも地方分権化が最重要課題として位置づけられている。

・教育省ウェブサイト <https://www.moe.gov.np/>

3-2. 質保証を担当する第三者機関

高等教育の質保証は、教育省所管の大学助成委員会(UGC: University Grants Commission)内に2007年に設置された質保証・アクレディテーション委員会(QAAC: Quality Assurance and Accreditation Committee)が担っている。

また、技術職業教育の質保証については、1989年に設立された技術教育職業訓練委員会(CTEVT: Council for Technical Education and Vocational Training)が、機関別及びプログラム別アクレディテーションを実施している。

教員の質向上のための養成・訓練は、教育省の下部機関である国立教育開発センター(NCED: National Center for Educational Development)が所管している。

・UGC ウェブサイト <http://www.ugcnepal.edu.np/>
 ・QAAC 紹介ページ <http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/a-brief-introduction>
 ・CTEVT ウェブサイト <http://ctevt.org.np/>
 ・NCED ウェブサイト <https://www.nced.gov.np/>

3-3. 国内情報センター(NIC)もしくはそれに準じる機関

現時点でネパールはユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)の締約国でないため、同規約に基づく国内情報センター(NIC)は設置されていない。

なお、教育省が、ネパールの教育機関に関する情報をウェブサイト上で発信している。

《注：第1章》 ※下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2019年10月28日最終アクセス。

- (1) 本文中に出現する機関名等固有名詞の日本語表記は参考訳として付している。第2章以降も同様。
- (2) Keshav K. Acharya. (2018). Local Governance Restructuring in Nepal: From Government to Governmentality. *Dhaulagiri Journal of Sociology and Anthropology* Vol. 12, 2018, pp.37-49. <https://www.nepjol.info/index.php/DSAJ/article/view/22178/18919>
- (3) 外務省「ネパール基礎データ」
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nepal/data.html#section1>
- (4) 2016年教育法改正前の第9～10学年の「中期中等教育」の英語表記は「secondary education」であり、厳密に和訳すると「中等教育」となるが、2016年教育法改正後の用語と区別するため、本資料全体を通して「中期中等教育」と表記する。
- (5) Nepal Law Commission. *Education Act, 2028 (1971)*. Definition.
(※Nepal Law Commissionの英語版ウェブページには、2016年の教育法改正前の法令が掲載されている。)
<http://www.lawcommission.gov.np/en/archives/17402>

Nuffic. (2015). *Education System Nepal 2015*, pp.5-6.
<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>
- (6) The Kathmandu Post. (2018.3.30). *Paradigm shift in school education*.
<https://kathmandupost.com/miscellaneous/2018/03/30/paradigm-shift-in-school-education>
- (7) 教育科学技術省は基礎教育期間(主に第1～5学年対象)の教科書を24の異なる言語で作成している。
Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*, 12. Total Number of Textbooks Developed and Published on Local Language Teaching/Mother Tongue for School Education Grade (1-5) up to 2074 BS, p.6.
https://moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf
- (8) Official Nepali Calendar. *Official Bikram Sambat Nepali calendar*.
http://nepalicalendar.rat32.com/index_nep.php
- (9) 文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):ネパール連邦民主共和国」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_010.pdf
- (10) Ministry of Education. (2016). *School Sector Development Plan 2016/17-2022/23*.
<https://moe.gov.np/article/772/ssdpfinaljuly-5-2017.html>

第2章 各教育制度の概要

.....

2016年の教育法改正前は、第1～5学年が初等教育、第6～8学年が前期中等教育、第9～10学年が中期中等教育、第11～12学年が後期中等教育という制度体系であった⁽¹⁾。

2016年の教育法改正では、就学前教育を除くと、第1～5学年が初等教育、第1～8学年が基礎教育、第9～12学年が中等教育とされ、基礎教育の8年が無償の義務教育期間と定められている。

1. 初等教育

1-1. 就学期間

初等教育は、第1～5学年までの5年間であり、義務教育である。義務教育への入学年齢は、2002年までは6歳、2003年以降は5歳とされている⁽²⁾。

教育省による2018年教育統計では、2016年教育法改正前の制度の分類によりデータが示されているところ、修了率は、初等教育(第1～5学年)で81.3%、前期中等教育(第6～8学年)で69.9%であった。

2016年の教育法改正により、「基礎教育」という枠組が新たに導入された。「基礎教育」は、就学前教育、第1～5学年の初等教育及び従来前期中等教育とされていた第6～8学年の教育の全体を指す。

1-2. 教育機関の種類

学校の設置分類は、公立と私立である。2017年の学校数は、公立29,035校、私立6,566校、合計35,601校である⁽³⁾。初等教育を行うのは初等学校であるが、特に公立学校の場合、前期中等学校あるいは中期中等学校が第1～5年の授業も行っている場合が多い。

1-3. 進学経路

2016年の教育法改正前には、第5学年から第6学年(初等教育最終学年から前期中等教育)に進級するには、学年度末に各学校で行われる進級試験に合格する必要があった。

2016年の教育法改正後は、第1～8学年が基礎教育であり、うち第1～5学年が初等教育である。なお、第5学年から第6学年への進級試験は教育法改正後も行われるが、初等教育段階の修了試験としての重要性は弱まっている。

2. 中等教育

2-1. 就学期間

2016年の教育法改正前は、第6～8学年が前期中等教育、第9～10学年が中期中等教育、第11～12学年が後期中等教育とされていた。

2016年の教育法改正後、第9～12学年が中等教育とされている。

2-2. 教育機関の種類

2016年の教育法改正前は、第11～12学年の教育が、後期中等学校(Higher Secondary School)のみならず、部分的に Proficiency Certificate Level の教育を行うカレッジによっても担われてきた。

2016年の教育法改正後、第9～12学年の中等教育は、公立又は私立の中等学校で提供される。特に公立学校の場合、初等教育と同じ学校が中等教育も提供することが多い。このほか、第6～12学年の教育を提供する中等学校、第9～12学年の教育のみを提供する中等学校も存在する。

2-3. 進学経路

第8学年の生徒は、3月下旬(ネパール暦の Chaitra 月上旬)に基礎レベル試験(BLE: Basic Level Examination)を受験する。基礎レベル試験は郡単位で行われるため、郡レベル試験(DLE: District Level Examination)ともいう。近年の基礎レベル試験の必須科目はネパール語、英語、理科、数学、社会、職業、道徳、保健であり、加えて英語上級、コンピュータ、地理歴史等の8つの選択科目から2科目を選択する⁽⁴⁾。

基礎レベル試験に合格した生徒の進路は、中等教育の第9学年に進学するか、中等教育の第9学年以後に相当する技術職業訓練校(Technical & Vocational Stream School)に入学するかのいずれかである。

2017年における中等教育の第9学年への純就学率(NER: Net Enrollment Rate)は、男子が66.7%、女子が65.1%、男女計が65.9%である⁽⁵⁾。また、第9～10学年の進級状況は表2のとおりである。

第10学年を修了して第11学年に進級するための試験の名称は、Grade 10 Exam 又は SLC Exam (School Leaving Certificate Examination)と呼ばれ、試験は教育省の監督のもと、市町村単位で実施された。

2016年の教育法改正後の中等教育(secondary education)は、第9～12学年である。第10学年を修了して第11学年に進級するための試験の名称は、SEE (Secondary Education Examination)に変更された。

表2 2017年における第9～10学年の進級状況

進級状況	第9学年	第10学年	第9～10学年
進級率 Promotion Rate	92.5%	94.4%	93.4%
留年率 Repetition Rate	3.7%	2.1%	2.9%
中退率 Dropout Rate	3.8%	3.5%	3.7%
残存率 Survival Rate	-	57.1%	-
正規年限修了率 Coefficient of efficiency	-	56.0%	-

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 54. Internal Efficiency of Secondary Level in 2074 BS, pp.41-42.

https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf

<上表の注記>

1. 残存率(Survival Rate)とは、第1学年に入学した者のうち、当該学年に到達した者の割合を表す。
2. 正規年限修了率(Coefficient of efficiency)とは、留年や中退をせず、当該課程を修了した者の割合を表すものであり、100%が理想値で、数値が小さいほど内部の効率がよくないと見ることができる。
3. 「進級率」について、「第9学年」には第9学年から第10学年への進級率を、「第10学年」には第10学年から第11学年への進級率(第10学年の修了率)を表す。

第11学年の5月初旬と第12学年の5月下旬に生徒は、HSEB(Higher Secondary Education Board)によって実施される全国統一試験を受験する。100点満点で35点が合格ラインで、合格率は50%前後である。同試験に合格すると大学入学資格を取得し、申請により大学入学に必要なCertificateが発行された。

2016年の教育法改正後、HSEBはNEB(National Examination Board)に再編された。全国統一試験はNEBにより行われ、合格した生徒は大学入学資格を取得し、申請によりNEBから中等教育修了のCertificateが発行される。

教員を目指す場合、第1～8学年の教育を担当する教員は第10学年修了後、第9～10学年の教員は第12学年修了後に最低10か月の実習を受ける。第11学年以上の教員を目指す者は学士号を要する⁽⁶⁾。

2-4. 中等教育修了資格⁽⁷⁾

■ 資格の名称、必要な就学期間、全国統一試験実施及び資格授与機関

第10学年を修了した生徒には中期中等教育修了証(SLC: School Leaving Certificate)が授与される。第12学年の全国統一試験に合格した生徒には大学入学資格が授与され、申請によりHSEBよりCertificate(いわゆるHSEB Migration Certificate)が発行された。これには、「HSEBはこの生徒が大学に入学することに異議を唱えない」旨が明記されている。このほか、Provisional Certificateと表記された書類には、本人が当該中等教育機関の課程を修了見込みであることが示され、Migration Certificateより前に発行される。また、Mark Sheetと表記された書類には統一試験の成績が記載され、これらはMigration Certificateとセットで修了者に発行される。

2016年の教育法改正後、HSEBは NEB(National Examination Board)に再編された。全国統一試験は NEB により行われ、合格した生徒は大学入学資格を取得し、申請により、NEB から中等教育修了の Certificate が発行される。

第8学年を修了した生徒が技術学校で2年間の課程を修了して TSLC (Technical School Leaving Certificate)を取得し、その後3年間の正規課程を修了して取得するディプロマ(Diploma)は、中等教育の第12学年修了と同等の大学入学資格とされる。

なお、トリブバン大学(Tribhuvan University)は2015年まで、第11～12学年を対象に後期中等教育と同等の看護学等の正規教育課程を提供し、同課程の修了者に大学入学資格である PCL (Proficiency Certificate Level, 10+2)を授与していたが、2016年の教育法改正に伴い同課程は廃止された。

■ 取得科目

第10～12学年の生徒は一般に、年間の必修科目5科目、選択科目3科目、追加科目1科目を履修し、選択科目は2年間続けて履修しなければならない。履修科目は約40科目あり、大きく科学、商業、人文、教育の4つに分類される。中等教育カリキュラムの設計については2016年の教育法改正により市町村の裁量の幅が広がられている。

2-5. 正規課程外での学習による修了制度

インド政府の通信制教育機関である NIOS(National Institute of Open Schooling)が実施する第10学年及び第12学年の修了試験はネパール国内でも受験でき、合格した生徒には HSEB Certificate と同等の NIOS Certificate が授与され、ネパール及びインドの大学への入学資格が得られる⁽⁸⁾。

3. 技術職業教育⁽⁹⁾

中等教育段階には、第9～10学年に技術職業教育を行う機関として技術学校(Technical School)があり、さらに第9～12学年及び第11～13学年に対応する技術職業教育機関も存在する。

技術職業教育政策は教育省の下部機関である技術教育職業訓練委員会(CTEVT: Council for Technical Education and Vocational Training)が所管し、CTEVT に設置された NSTB (National Skill Testing Board)が職業能力基準(skill standards)を策定する。技術職業教育には産業通商省(Ministry of Industry and Commerce)も関与する。中等教育段階では、農業、林業、工業、医療等の技術職業教育プログラムが組まれている。

3-1. 就学期間

中等教育段階の技術学校の入学にあたっては、入学試験の合格を要する。就学期間は、学校によって15か月から29か月間である。第8学年を修了した生徒が入学した場合、課程の最後に実施される修了試験に合格すれば中等教育の第10学年修了者と同じく TSLC (Technical School Leaving Certificate)が授与される。中等教育の第10学年を修了して SLC Exam (School Leaving Certificate Examination)に合格した生徒が技術学校などの技術職業教育機関に入学する場合、課程の修了時には CTEVT からディプロマ(Diploma)が授与される。履修するプログラムによって就学期間が長くなることがある。また、就学期間を終えた後に数ヶ月から1年前後の職場研修が行われるのが通例である。

3-2. 教育機関の種類

教育省が公表した「Education in Figure 2017」の統計⁽¹⁰⁾によると、一般に技術学校と呼ばれる技術職業訓練校(Technical & Vocational Stream Schools, 第9～12学年対象)が、全国に283校ある。このほかに、TSLC 課程を提供する技術職業教育機関(Technical Schools/Institutions for TSLC Level Programs)が724校、ディプロマ課程を提供する技術職業教育機関(Technical Schools/Institutions in Diploma Level Programs)が496校ある。

3-3. 進学経路

第8学年を修了した生徒が技術学校の2年間の課程を修了して TSLC を取得した場合、その生徒は続く3年間の正規課程を修了することでディプロマ(Diploma)を得る。ディプロマは中等教育の第12学年修了と同等の大学入学資格である。

4. 高等教育

4-1. 高等教育機関の種類・規模

■ 機関数、学位授与権の有無、授与できる資格のレベル及び分野

ネパールには、大学(University)が11校、医療系教育機関(みなし大学)(Deemed University)が4校ある。

大学(University)は、国会により制定された個別法により設置され、大学の傘下には約1,400の高等教育機関があり、そのうち約1,100機関は、トリブバン大学(Tribhuvan University)⁽¹¹⁾を提携先の大学とした提携カレッジ(Affiliated college)である。提携先の大学から教育課程及び試験の監督を受け、提携先の大学の名において学位等を授与する⁽¹²⁾。授与できる資格レベル及び分野は、提携先の大学が各提携カレッジと個別に定める。

また、大学は公立又は私立であり、多数のキャンパス(カレッジと称するものもある)から構成される。キャンパスの中には、大学自体の構成単位となっている構成キャンパスのほか、大学と提携を結んだ組織である提携キャンパスが多数存在する。提携キャンパスには、私立キャンパスあるいは地域が設置運営する地域(Community)キャンパスが含まれ、公立大学が私立キャンパスや地域キャンパスと提携する場合も多い。

医療系教育機関(みなし大学)(Deemed University)は大学レベルの教育を行うことを個別法により認められた医療機関である⁽¹³⁾。

表3 各大学の種類、提携カレッジの数及び設置者別の学生数(2017年)

	大学名	種類	提携カレッジ数(校)	学生数(人)			
				地域校	公立校	私立校	合計
1	Tribhuvan University	大学	1,161	110,013	102,085	72,355	284,453
2	Nepal Sanskrit University	大学	18	80	1,250	141	1,471
3	Kathmandu University	大学	21	0	6,801	9,857	16,658
4	Purbanchal University	大学	131	802	950	21,787	23,539
5	Pokhara University	大学	62	0	1,881	24,151	26,032
6	Lumbini Buddhist University	大学	6	0	77	119	196
7	Agriculture and Forestry University	大学	2	0	1,583	0	1,583
8	Mid-Western University	大学	1	0	3,046	0	3,046
9	Far Western University	大学	1	0	2,211	0	2,211
10	B.P. Koirala Institute of Health Sciences	医療系教育機関 (みなし大学)	1	0	1,448	0	1,448
11	National Academy of Medical Sciences	医療系教育機関 (みなし大学)	1	0	90	0	90
12	Patan Academy of Health Sciences	医療系教育機関 (みなし大学)	1	0	350	0	350
13	Karnali Academy of Health Sciences	医療系教育機関 (みなし大学)	1	-	-	-	-
14	Nepal Open University	大学	不明	-	-	-	-
15	Rajarshi Janak University	大学	不明	-	-	-	-
	合計		1,407	110,895	121,772	128,410	361,077

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 68 & 79, p.50 & pp. 53-54. (68. Total Number of Universities & Campuses/Colleges by Province in 2074 BS, 79. University-Wise Student Enrollment of Higher Education by Types of Campuses in 2074 BS) https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf

<上表の注記>

1. Nepal Open University は、「Nepal Open University Act」に規定されている、通信制の大学である。
2. 「Karnali Academy of Health Sciences」、「Nepal Open University」、「Rajarshi Janak University」は学生数のデータがない。
3. 「提携カレッジ」(Affiliated college)は、キャンパス(Campus)とも呼ばれる。

■ 外国の学校が当該国に置く教育機関の状況

ネパールの大学を本校とする提携カレッジには外国の学校が出資して設置されたキャンパスがあり、2011年時点では32校存在していた。その多くはインドで、米国や英国の学校もあったとされるが、統計等情報は公表されていない⁽¹⁴⁾。

4-2. 入学資格及び選抜⁽¹⁵⁾

■ 高等教育機関への入学・編入学の要件

大学の入学資格は後期中等教育修了資格(HSEB Certificate)又は中等教育段階で5年間の技術職業教育によるディプロマ(Diploma)の取得である。後期中等教育修了資格は、HSEB (Higher Secondary Education Board)によって行われた第12学年修了時の全国統一試験に合格することによって与えられ、合格者は HSEB から Certificate(いわゆる HSEB Certificate)を得ることができた。高等教育機関への進学率は11~12%程度である。

2016年の教育法改正後、HSEBはNEB(National Examination Board)に再編された。第12学年の生徒が受験する NEB の全国統一試験の合格者に大学入学資格が授与され、申請により、NEB から中等教育修了の Certificate が発行される。

中等教育段階で合計5年間の技術職業教育を修了して取得したディプロマ(Diploma)も、中等教育の第12学年修了と同等のものとして大学入学資格とされる。ただし、中等教育における特定科目の履修や一定程度以上の成績が求められる場合がある。

また、インド政府の通信制教育機関である NIOS(National Institute of Open Schooling)が授与する NIOS Certificate は、HSEB Certificate と同等として扱われ、ネパール及びインドの大学への入学資格が得られる。

入学申請にあたっては、後期中等教育修了証明書のほか、第10学年の修了を証明する SLC(School Leaving Certificate)、第10学年及び第12学年の修了試験成績証明書(Mark Sheet)、出身中等教育機関が発行した SLC の合否結果、身元情報等が記載された証明書(Character Certificate)の提出が求められる。

なお、編入学についての情報は、統一的には公表されていない。(2020年1月時点)

■ 選抜方法

入学者選抜には、学部別の筆記試験のほか、学部によっては面接試験もある。工学部等の理系学部では、中等教育修了時の物理、化学、数学、コンピュータ等の関連科目において一定水準以上の成績が求められる。

■ 外国において付与された資格の承認に関する機関等

外国において取得した中等教育修了資格について、大学学部入学に際して統一的に判断を行う第三者機関はない。

4-3. 高等教育資格⁽¹⁶⁾

■ 高等教育資格の種類、卒業(修了)要件

表4 ネパールの高等教育資格(2016年の教育法改正前)

資格の名称	修了に要する最低修業年限(目安)	当該資格を取得できる学部の例
Proficiency Certificate	2年	(トリブバン大学のみ)
Bachelor Degree (学士)	3年	liberal arts, humanities, social sciences, commerce
	4年	engineering, nursing, pharmacy, agriculture
	5~6年	veterinary science, medicine, law, dentistry, architecture
Postgraduate Diploma (ポストグラデュエート・ディプロマ)	Bachelor+1年	education, ICT, management, humanities
Master Degree (修士)	Bachelor+2年	
Master of Philosophy (哲学修士)	Bachelor+Master+1.5年	education, humanities, management, science, technology
Doctoral Degree (博士)	Master+3~5年	
	M.Phil.+3~5年	

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- ・ Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>

<上表の注記>

1. 上表に記載されている「修了に要する最低修業年限(目安)」は、教育機関や学習者の能力によって実際と異なる場合がある。

■ 単位制度

トリブバン大学等、一部の大学はセメスター制を採用し、1科目3単位で正規課程の場合1セメスターあたり15単位の履修を要し、4年間の Bachelor Degree は120単位の修了が目安であるが、学部によって異なる。

■ 成績評価

全国統一の成績評価方法及び基準はなく、各大学が個別に設定している。

表5 トリブバン大学の成績評価システムの例

成績評価	GPA(Grade Point Average)	CGPA(累積 GPA)	成績評価の百分率	備考(評語)
Grade A	4.0	4.00	90%~	Distinction
Grade A-	3.7	3.70-3.99	80.0-89.9%	Very Good
Grade B+	3.3	3.30-3.69	70.0-79.9%	First Division
Grade B	3.0	3.00-3.29	60.0-69.9%	Second Division
Grade B-	2.7	2.70-2.99	50.0-59.9%	Pass in individual paper
Grade F	2.70	~2.69	~49.9%	Fail

※本表は、以下の資料をもとに作成

- ・ Edusanjal. (2018.1.26). *Tribhuvan University Changes Examination and Evaluation of Semester System.*

<https://edusanjal.com/news/tribhuvan-university-changes-examination-and-evaluation-semester-system/>

■ 資格枠組

ネパールでは、国の資格枠組(national qualifications framework)は構築されていない。

4-4. 認可された高等教育機関一覧

ネパールにおける認可された高等教育機関一覧は以下の URL に掲載されている⁽¹⁷⁾。

○大学(Universities):

University Grants Commission <http://www.ugcnepal.edu.np/links/MTQ=/>

○医療系教育機関(みなし大学)(Deemed Universities):

University Grants Commission <http://www.ugcnepal.edu.np/links/MTM=/>

なお、ネパールの大学のキャンパスの URL は、提携先の大学のウェブサイトに掲載されている。

《注：第2章》 ※下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2019年10月28日最終アクセス。

- (1) The Himalayan Times. (2016.6.29). *Prez Bhandari authenticates Education Act Eighth Amendment Bill*.
<https://thehimalayantimes.com/kathmandu/bidya-devi-bhandari-certifies-education-act-eighth-amendment-bill/>
 - (2) UIS (UNESCO Institute for statistics). *Education: Official entrance age to each ISCED level of education*.
<http://data.uis.unesco.org/#>
 - (3) Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 14. Total Number of Schools, Students & Teachers by Local Level in 2074 BS, pp. 6-27.
https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf
 - (4) KapiKitab. *What is Basic Level Exams (BLE) for Class 8 in Nepal?*
<https://www.kapikitab.com/what-is-basic-level-examsble-for-class-8-in-nepal/>
 - (5) Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 47. Net Enrollment Rate (NER) by Province in 2074 BS, p.39.
https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf
 - (6) WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- (7) Migration Certificate は、中等教育修了時のみならず、学士課程修了時(修士課程進学時)にも大学によっては発行されることがある。
- Nepal Law Commission. *Classes of Proficiency Certificate Level may be Transferred to Higher Secondary School:*
 (※Nepal Law Commission の英語版ウェブページには、2016年の教育法改正前の法令が掲載されている。)
<http://www.lawcommission.gov.np/en/archives/15492>
- Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- Nuffic. (2015). *Education System Nepal 2015*, p.6.
<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>
- WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- (8) Tribhuvan University Nepal Now Accept Nios board certificate in Nepal.
<http://admissionniosnepal.blogspot.com/>
 - (9) WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- UK NARIC.
<https://www.naric.org.uk/naric/>
- (10) Ministry of Education. (2018). *Education in Figures 2017*. 15. Educational Institutions by Province in 2074 BS, pp.27-28.
https://www.moe.gov.np/assets/uploads/files/Education_in_Figures_2017.pdf

- (11) トリブバン大学(Tribhuvan University)は、1959年に創立された、ネパール最古で最大規模の公立大学である。
Tribhuvan University.
<http://tribhuvan-university.edu.np/>
- (12) Nepal Law Commission. *Tribhuvan University Act, 2049(1992)*.
<http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2018/10/tribhuvan-university-act-2049-1992.pdf>
- The World Bank. *NEPAL Country Summary of Higher Education*.
http://siteresources.worldbank.org/EDUCATION/Resources/278200-1121703274255/1439264-1193249163062/Nepal_CountrySummary.pdf
- (13) Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- (14) Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- (15) UNESCO. *Education and Literacy, Participation in Education*. (2017年データ)
<http://uis.unesco.org/country/NP>
- Kathmandu University. *Kathmandu University School of Science Undergraduate Programs Admission*.
<http://apply.ku.edu.np/>
- edusanjal. (2019.10.25). *Bachelor of Science (B.Sc) admission form fill up notice: Tribhuvan University*.
<https://edusanjal.com/admission/bachelor-science-bsc-admission-notice-tribhuvan-university/>
- Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- Nuffic. (2015). *Education System Nepal 2015*.
<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>
- WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- (16) Australian Government Department of Education and Training.
<https://internationaleducation.gov.au/>
- Nuffic. (2015). *Education System Nepal 2015*.
<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>
- WENR. (2018). *Education in Nepal*.
<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>
- (17) UGC のホームページに掲載されている「認可された高等教育機関一覧」は、一部教育省の資料に掲載されているリストと異なる場合がある。

第3章 高等教育質保証制度の概要

.....

1. 実施機関・目的

ネパールの高等教育機関の質保証は、教育省所管の大学助成委員会(UGC: University Grants Commission)が2007年に設置した質保証・ア kredィテーション委員会(QAAC: Quality Assurance and Accreditation Committee)が担当する。

QAAC は UGC、教育省、専門委員会(Professional Councils)、学生組合の代表により構成されている。

なお、ネパールの教育法(Education Act)は中等教育までを規定しており、高等教育を含まない。各大学には、個別法が設けられ、同法に基づき設置される。また、公立大学については、各大学を所管する政府機関が教育省であることが、各大学の個別法に明記されている。

2. 適格認定制度

2-1. 概要・対象機関

QAAC が機関別又はプログラム別に実施する質保証は適格認定(Accreditation)であり、適格認定を、「機関又はプログラムが適正であるかどうかを5年毎に評価する質保証のプロセス」と位置付けている。2013年時点では機関別の適格認定のみ実施しており、受審を希望する機関の申請要件は表6のとおりである。なお、ネパールの高等教育機関は適格認定の受審を義務付けられていない。

なお、プログラム評価についての実施状況は公表されていない(2020年1月)。本章の以下の内容については、全て機関別評価についての説明である。

表6 QAAC が機関別に実施する適格認定の申請要件

<ol style="list-style-type: none"> 1. 高等教育機関の教員の50%以上がフルタイム教員であり、コア科目の教授に関わっていること 2. 特定領域の専門コース(professional courses)を設置している場合は、当該領域の専門委員会(professional councils)が定める基準を満たしていること 3. 高等教育機関の代表者を含む執行部が教育、管理運営、財務、試験に関する責任を明確にしていること 4. 学長及び学部長が専任教員であること 5. 最低2回卒業生を送り出していること 6. 個々の提携カレッジの規則を遵守し、逸脱行為に対して高等教育機関が厳正に対応していること 7. 財務状況が適正であること 8. 学生数は最低150人を確保していること。ただし QAAC は特例を認めることがある。 <p>【私立校に対する追加要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 9. 施設が賃貸契約の場合は今後5年間の持続的な経営計画を策定していること 10. 予算総額の最低10%が教育又は施設の改善のために配分されていること

※本表は、以下の資料をもとに作成

・ UGC. *QAA Eligibility Criteria*.

<http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/qaa-in-nepal>

2-2. 評価の周期

QAAC による適格認定は各提携カレッジからの申請に基づき行われている。適格認定の受審サイクル及び適格認定期間は5年である⁽¹⁾。

2-3. 実施体制・プロセス

QAAC は、UGC の QAAD(Quality Assurance and Accreditation Division)と連携して適格認定を実施する。QAAD は適格認定業務の事務局として、専門領域別の技術委員会(Technical Committees)を設け、QAAC に判断材料を提供する。適格認定を申請する提携カレッジは、依頼状(LoI: Letter of Intent)を QAAC に送付する。これらの認定作業は QAAC の審査チーム(Peer Review Team)が行う。

2-4. 評価基準

表7 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
方針及び手続き Policy and Procedures	<ol style="list-style-type: none"> 1 質と基準に係る方針が策定されている 2 質保証を所管する部署を設置している 3 質保証に組織全体が責任を負っている 4 教育活動と研究活動の関係性がある 5 学生が質保証に関与している 6 質保証に関する方針の実施を検証し見直しを行う体制が整っている
カリキュラム Curricular Aspects	<ol style="list-style-type: none"> 1 目標と目的が明確化され、全ての関係者と共有されている 2 大学の目的と目標に見合ったプログラムが体系化されている 3 幅広かつ柔軟なプログラムを提供している 4 プログラムの設計に教員、学生、職員、その他関係者の意見を取り入れている 5 学業の達成のための持続的なカリキュラムが組まれている
教育・学習及び評価 Teaching-Learning and Evaluation	<ol style="list-style-type: none"> 1 入学選考プロセスに透明性がある 2 個々の学生(の個性)に対応した教育・学習プログラムが組まれている 3 効果的な教育・学習プロセスが実施されている 4 教育において ICT が活用されている 5 適切な資格を有する教員を採用する仕組みが整備されている 6 信頼に足る適正な学生評価が行われている 7 学生の欠席、病欠に関する規則が定められている 8 教員評価及び教員の職場満足度評価が教員自身の参加によるオープンな仕組みで実施されている 9 教員の学術的向上及び専門性開発の機会が設けられている 10 教育の向上につながる好事例が共有されている

学術活動等 Research, Consultancy and Extension	1 教員及び学生の研究に対する意識が醸成されている 2 教員の学術誌への投稿が奨励されている 3 教員の学術会議等への参加が奨励されている 4 教員の学生指導が奨励されている 5 地域住民のニーズに応じた組織的な活動が行われている 6 学術の向上のための研究、学生指導、地域貢献の好事例が共有されている
施設設備・学習資源 Infrastructure and Learning Resources	1 教育プログラムの実施にあたり適切な施設設備が整えられている 2 学術活動の向上に合わせて施設設備の向上が図られている 3 施設設備の維持管理が適切に行われている 4 図書館、コンピュータ施設が適切に設置され、アクセスの利便性が図られている
学生支援 Student Support and Guidance	1 全てのプログラムが入学手続、修了要件、学費、学費の返還、財政支援、学生支援に関する情報を学生に提供している 2 適切な学生支援サービスを全ての学生に提供している 3 学生の成長に資する観察・指導を適切に実施している 4 学生指導及び就職支援の仕組みを設けている 5 学生の声を質の向上につなげる仕組みを設けている
情報管理 Information System	1 学生の成績状況に関する情報を管理している 2 卒業生の就職状況に関する情報を管理している 3 学生の満足度に関する情報を管理している 4 教員の適正性に関する情報を管理している 5 学生数に関する情報を管理している 6 学習機材の利用及び利用料に関する情報を管理している 7 資産状況に関する情報を管理している 8 大学独自の指標に関する情報を管理している
情報公開 Public Information	1 提供する教育プログラムの内容を公開している 2 身に付けることが期待される学習成果を公開している 3 大学が授与する資格の情報を公開している 4 教育、学習、評価の方法を公開している 5 学生が得られる学習機会を公開している 6 直近の学生数及び卒業生の進路を公開している

※本表は、以下の資料をもとに作成

・ UGC. (2013). *QAA Brief Guideline (Quality Assurance and Accreditation for Higher Education in Nepal - A Brief Guideline)*.

http://www.ugcnepal.edu.np/ugc_header_images/QAA_Guidelines.pdf

2-5. 評価結果

評価実施件数は公表されていないが、UGC は2017年12月までに適格認定を受けた機関の一覧をウェブサイトにて公開している。

・UGC ウェブサイト <http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/qaa-accredited-insti>

《注：第3章》

(1) UGC のウェブサイトには、適格認定を受審した提携カレッジが3校掲載されている。

《参考文献：第3章》 ※下記に記載のウェブサイト資料(URL)はすべて2019年10月28日最終アクセス。

UGC. *QAA - A BRIEF INTRODUCTION.*

<http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/a-brief-introduction>

UGC. *Eligibility Criteria.*

<http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/qaa-documents>

UGC. (2013). *QAA Brief Guideline (Quality Assurance and Accreditation for Higher Education in Nepal - A Brief Guideline).*

http://www.ugcnepal.edu.np/ugc_header_images/QAA_Guidelines.pdf

UGC. *QAA Cycle Completed HEIs.*

<http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/qaa-cycle-completed->

UGC. *QAA Accredited Institutions.*

<http://www.ugcnepal.edu.np/page-detail/qaa-accredited-insti>

Australian Government Department of Education and Training.

<https://internationaleducation.gov.au/>

Nuffic. (2015). *Education System Nepal 2015.*

<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>

Nepal Law Commission. *Education Act, 2028 (1971).*

(※Nepal Law Commission の英語版ウェブページには、2016年の教育法改正前の法令が掲載されている。)

<http://www.lawcommission.gov.np/en/archives/17400>

WENR. (2018). *Education in Nepal.*

<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>

《参考資料一覧》

Council for Technical Education and Vocational Training (CTEVT).

<http://ctevt.org.np/>

Ministry of Education, Science and Technology (MOE).

<https://www.moe.gov.np/>

National Center of Educational Development (NCED).

<https://www.nced.gov.np/>

National Examination Board (NEB).

<http://www.neb.gov.np/>

Nepal Law Commission. (※英語版ウェブページには、2016年の教育法改正前の法令が掲載されている。)

<http://www.lawcommission.gov.np/>

Nuffic. (2015). *Education system Nepal 2015*.

<https://www.nuffic.nl/en/publications/education-system-nepal/>

Office of the Controller of the Examination (OCE).

<https://soce.gov.np/>

Santosh Paudyal. (2016). *Higher Education Academic Standard in Nepal: A Comparative study on Public and Private Higher Education Institutions of Tribhuvan University*.

<https://www.duo.uio.no/bitstream/handle/10852/52437/Thesis-santosh.pdf?sequence=1>

Scholaro pro. *Education System in Nepal*.

<https://www.scholaro.com/pro/countries/Nepal/Education-System>

The Himalayan Times. (2016.7.1). *HSEB formally transformed into National Examination Board*.

<https://thehimalayantimes.com/kathmandu/hseb-formally-transformed-national-examination-board/>

The World Bank.

<https://www.worldbank.org/>

The World Bank. *Education Statistics, Country at a Glance-Nepal*.

<https://datatopics.worldbank.org/education/country/nepal>

UNESCO. *Education and Literacy, Participation in Education*.

<http://uis.unesco.org/country/NP>

UNESCO. (2011). *World Data on Education VIII Ed. 2010/11*.

http://www.ibe.unesco.org/fileadmin/user_upload/Publications/WDE/2010/pdf-versions/Nepal.pdf

UNESCO. (2014). *Nepalese National Vocational Qualifications Framework (NVQF)*.

https://unevoc.unesco.org/wtdb/worldvetdatabase_npl_en.pdf

University Grants Commission (UGC).

<http://www.ugcnepal.edu.np/>

WENR. (2018). *Education in Nepal*.

<https://wenr.wes.org/2018/04/education-in-nepal>

★UK NARIC.

※ ★は、購読者向け(有料)のデータベースである。

<https://www.naric.org.uk/naric/>

★Australian Government Department of Education and Training.

<https://international.education.gov.au/>

独立行政法人国際協力機構(2012)「ネパール連邦民主共和国 基礎教育セクター 基礎情報収集・確認調査報告書」
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12145587.pdf

独立行政法人日本学生支援機構(2014)「ネパールの教育・留学事情 ～海外留学ブームの中で～」『留学交流』
2014年6月号 Vol. 39, pp.32-38.

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/related/kouryu/2014/_icsFiles/afieldfile/2015/11/18/201406hamada_kiyohiko.pdf

文部科学省

<https://www.mext.go.jp>

文部科学省(2017)「世界の学校体系(アジア):ネパール連邦民主共和国」

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_010.pdf

